

ひみふしきしんきんの現況

<< 令和3年3月31日現在 >>



くらしのとなりに、いつもしんきん
氷見伏木信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/himifusi/>

目 次

ページ

ごあいさつ	1
経営理念	2
経営基本方針	2
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	3
(1) 事業の組織	3
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	3
(3) 会計監査人の氏名又は名称	4
(4) 事務所の名称及び所在地	4
2. 金庫の主要な事業の内容	5
3. 金庫の主要な事業に関する事項	6
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	6
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	7
①主要な業務の状況を示す指標	7
資金運用収支・役務取引等収支・その他の業務収支・業務粗利益及び業務粗利益率	7
業務純益	7
資金運用収支の内訳	8
利鞘	8
受取・支払利息の増減	8
利益率	8
②預金に関する指標	9
預金積金及び譲渡性預金平均残高	9
固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高	9
③貸出金等に関する指標	9
貸出金平均残高	9
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	9
貸出金の担保別内訳	10
債務保証見返の担保別内訳	10
貸出金用途別残高	10
住宅ローン・消費者ローン残高	10
貸出金業種別内訳	11
預貸率	11
④有価証券に関する指標	12
商品有価証券の種類別平均残高	12
有価証券の残存期間別残高	12
有価証券の種類別の平均残高	12
預証率	12
4. 金庫の事業の運営に関する事項	13
内部管理体制	13
法令等遵守の体制	14
個人情報管理体制	14
金融ADR制度への対応	15
反社会的勢力対応の体制	15
不正取引の防止	16
マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策	16
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組	17
当金庫の金融仲介機能の取組み実績	18
1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み	18
2. 金融仲介機能のベンチマーク	18
共通ベンチマーク	19
選択ベンチマーク	20
自己資本の充実の状況等について	21
<定性的な事項>	
自己資本調達手段の概要	21

自己資本の充実度に関する評価方法の概要	21
信用リスクに関する事項	21
・リスク管理の方針及び手続きの概要	21
・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	21
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	22
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	22
証券化エクスポージャーに関する事項	22
オペレーショナル・リスクに関する項目	22
・リスク管理の方針及び手続きの概要	22
・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	23
出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
金利リスクに関する事項	23
・リスク管理の方針及び手続きの概要	23
・金利リスクの算定手法の概要	24
自己資本の構成に関する事項	25
<定量的な事項>	
(1) 自己資本の充実度に関する事項	27
(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	28
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	30
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	30
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	30
(6) 出資等エクスポージャーに関する事項	30
(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	31
(8) 金利リスクに関する事項	31
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	32
貸借対照表	32
損益計算書	38
剰余金処分計算書	38
会計監査人による監査	38
財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性の確認	38
6. リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況	39
(1) リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況	39
(2) 金融再生法開示債権の状況	40
7. その他の開示資料	40
有価証券の取得価格又は時価及び評価損益	40
金銭の信託	41
規則第102条第1項第5号に掲げる取引	41
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
貸出金償却の額	41
報酬体系について	42
8. 地域貢献に関する事項	43
地域貢献に関する情報開示	43
9. 総代会に関する事項	49
(1) 総代会の仕組み	49
(2) 総代候補者選考基準	50
(3) 総代とその選考基準	50
(4) 第78期通常総代会の決議事項	52
(5) 総代の氏名等	52
(6) 総代の属性等別構成比	52
手数料一覧	53
でんさいネット手数料一覧表	55
預金のご案内	56
融資のご案内	57
サービスのご案内	58
氷見伏木しんきんのあゆみ	59



ごあいさつ

皆様には、平素より氷見伏木信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

本年もディスクロージャー誌「氷見伏木しんきんの現況 2021」を作成いたしました。ご高覧賜り、当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

令和2年度のがわ国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から、一旦は持ち直しの兆しを見せましたが、感染再拡大による大都市を中心とした緊急事態宣言の再発令により、景気回復は足踏みしております。地域経済においては、人口減少、少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルスによる企業活動や人の移動の制限により、一層厳しい経営環境となりました。

こうした中、当金庫では、新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業、個人事業主のお客様を支援するため、営業店に相談窓口を設置する等、新型コロナウイルス対応資金による資金繰り支援を行い、地域の持続的な発展や地域活性化に取り組んでまいりました。

金融面では、日本銀行の低金利政策により、長短金利は低水準で推移しておりますが、金融政策の維持と国内経済の先行き不透明感から、国内金利は、引き続き低い水準で推移するとの見方が広がっております。昨今のコロナ禍にあって、金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、中小・小規模事業者や個人事業主が適切に事業を継続できるよう、地域金融機関に対し、最大限の支援を求めています。

このような経済環境の中、令和2年度の決算について、預金は、前期比4,843百万円増加の91,402百万円、貸出金は、前期比1,367百万円増加の25,043百万円と、預貸金ともに増加しております。預金の増加要因については、年金振込等の個人預金の受け入れや、事業先への資金繰り支援等によるものです。貸出金の増加要因については、新型コロナウイルス対応資金として地元企業を支援したこと等によるものです。損益状況について、経常利益は資金利益の増加等により、前期比45百万円増加の171百万円となり、税金調整後の当期純利益は、前期比47百万円増加の137百万円となりました。経営の健全性を示す自己資本比率は、16.37%と引き続き国内基準の4%を大幅に上回り、経営の健全性、安全性は十分堅持しております。

加速する人口減少、後継者不足による事業所の廃業等、地域社会・金融機関を取り巻く環境は日々変化しております。このような中、当金庫は、地域社会全体の発展に貢献できるように、お客様とのリレーションシップを強化し、地域の課題解決に対し、これまで以上にスピード感をもって取り組んでまいります。また、地方創生への取り組みとして、「ぶり奨学ローン」の取り扱いや、氷見ビジネスサポートセンター（Himi-Biz）と連携した顧客との伴走型による本業支援、事業承継等を推進してまいります。

これからも当金庫は、地域社会やお客様との「絆」を深め、「信頼され、存在感のある」信用金庫を目指し、役職員一丸となって全力を尽くします。

今後とも皆様方の格別のご厚情とご支援をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和3年7月

理事長 藤井 隆

■経営理念

当金庫は、昭和4年（1929年）の創業以来、90有余年の歴史を歩んでまいりました。この歴史を通じて脈々と受け継がれてきたのは、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する」という理念です。この理念である相互扶助の精神を基本に、協同組織金融機関として社会的役割を全うすべく業務に邁進してまいりました。

その結果、お客様との「信用」というかけがえのない財産を築くことができたものと確信しております。

当金庫が持続的に発展していくためには、今後もお客様、会員皆様の信頼にお応えし、地域社会との「共存共栄」を図ることが必要であり、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を基とし、どんな時代や環境の中にあっても、「地域の金融機関」として従来以上に積極的かつ堅実な経営を目指してまいります。

■経営基本方針

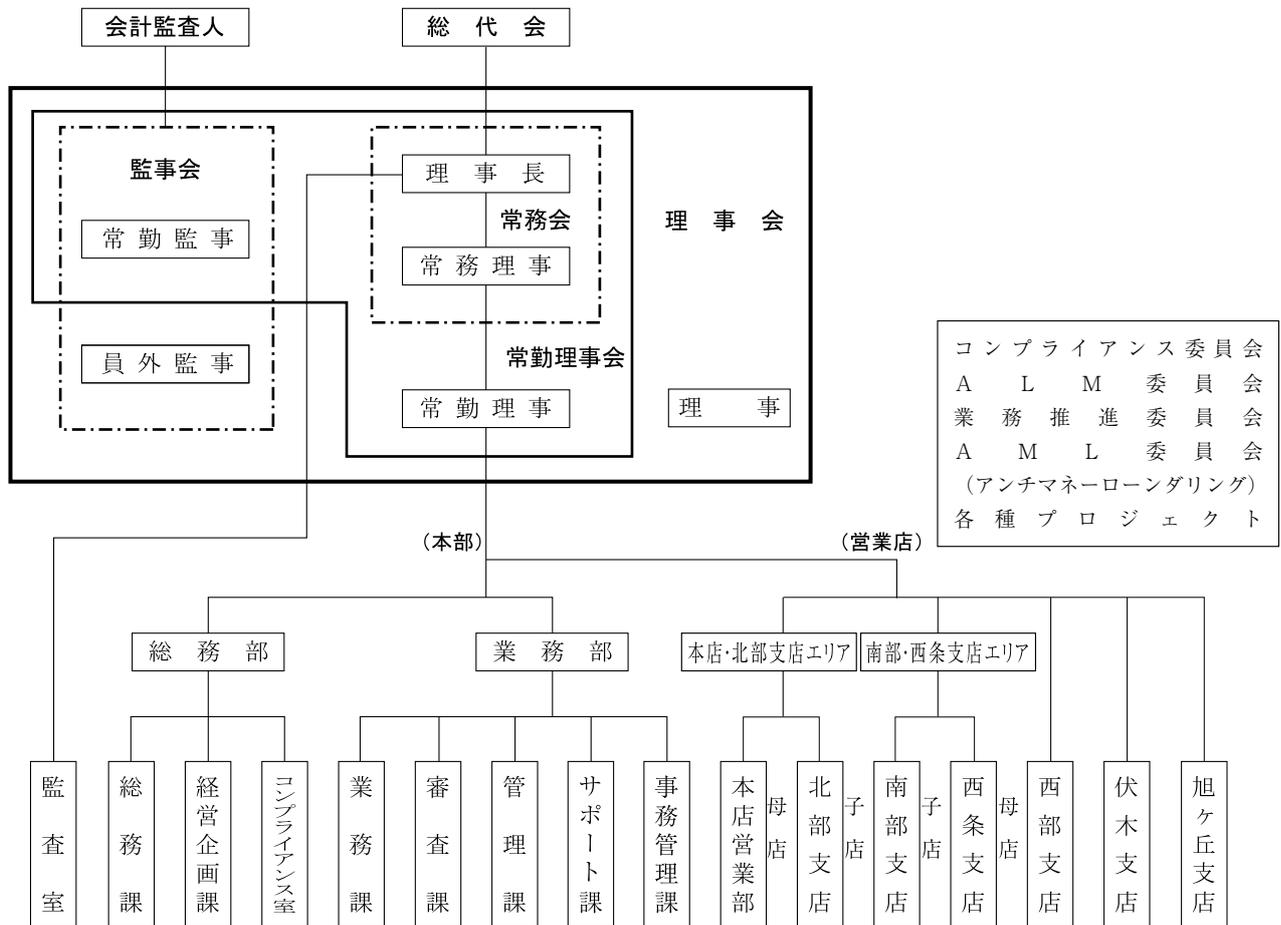
氷見伏木信用金庫経営基本方針（理念）

1. 当金庫はコンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
2. 当金庫は金融を通して、地域社会の繁栄に貢献します。
3. 当金庫はお客様第一主義の経営に徹します。
4. 当金庫は経営の効率化と堅実経営を追求します。
5. 当金庫は地域から信頼される人材を育成します。

経営の自己責任原則の徹底と地域で最も信頼され「存在感のある」信用金庫を目指します。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1) 事業の組織



(2) 理事及び監事の氏名及び役職名

理事長 (代表理事)	ふじ 藤 井	い 井	たかし 隆
常務理事 (代表理事)	かき 垣	うち 内	たか 貴
常務理事 (代表理事)	おお 太	た 田	しげ 栄
常勤理事	さわ 澤	ぶ 武	ひろし 博
常勤理事	よね 米	ざわ 澤	いち 一
理 事	なか 中	と 戸	お 男
理 事	いい 飯	だ 田	お 男
理 事	わた 渡	なべ 邊	ぞう 二
常勤監事	ひろ 廣	た 田	たけし 武
監 事 (員外監事)	いし 石	だ 田	ろう 郎
監 事 (員外監事)	ひき 引	だ 田	い 一
			はち 八
			しゅう 秀

(令和3年6月末現在)

注1. 理事 飯田和男、渡邊一三は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事であります。

2. 監事 石田八郎、引田秀一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

(3) 会計監査人の氏名又は名称

河村公認会計士事務所 公認会計士 河村 拓栄氏 (令和3年6月末現在)

(4) 事務所の名称及び所在地

■店舗一覧 (令和3年6月末現在)

		T E L	F A X
本 店	氷見市比美町6番15号	0766 (72) 4141	0766 (74) 1176
北 部 支 店	氷見市北大町7番16号	0766 (74) 0322	0766 (74) 0323
南 部 支 店	氷見市伊勢大町2丁目14番2号	0766 (74) 1749	0766 (74) 1750
西 条 支 店	氷見市柳田字明神2964番地1	0766 (91) 6000	0766 (91) 6001
西 部 支 店	氷見市鞍川105番地の2	0766 (74) 4155	0766 (74) 4183
伏 木 支 店	高岡市伏木錦町8番25号	0766 (44) 0805	0766 (44) 0049
旭ヶ丘支店	高岡市江尻329番地	0766 (25) 3533	0766 (25) 3633
本 部	氷見市伊勢大町2丁目14番12号	0766 (74) 4101	0766 (74) 4513

■店舗外キャッシュサービスコーナー (令和3年6月末現在)

ハッピータウン	氷見市幸町9-78
金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川1130
プ ラ フ ァ	氷見市加納484-1
吉久出張所	高岡市吉久3丁目1番13号

■営業地区

富山県全域

2. 金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 内国為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務
 - (6) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、漁業信用基金協会、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益社団法人全国市街地再開発協会、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - ・ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (8) 次に掲げる信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
 - ・ 信金中央金庫
 - (9) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 金融等デリバティブ取引（（5）及び（14）に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法に定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況

金融業界は金融政策による金利低下の影響により、依然として厳しい経営環境にありますが、当金庫は「堅実経営」を基本にきめ細やかなコンサルティング機能を発揮し、地域のお客様の絶大なるご支援を賜りました結果、2020年度の業績は下記のとおりとなりました。

■ 預 金

2020年度の預金残高は、年金振込み等の個人預金の増加に加え、コロナ禍での特別定額給付金の需給や事業先の手元資金の確保等による増加から、期末で914億円（対前期末比48億43百万円の増加、増減率5.59%）となりました。

■ 融 資

貸出金では、コロナ禍が続き、消費活動の低迷により個人の資金需要が減少しておりますが、新型コロナウイルス対応資金として地元企業の支援に取り組んだ結果、期末で250億円（対前期末比13億67百万円の増加、増減率5.77%）となりました。

■ 収 益

経常収益は有価証券売却益の減少から減収となったものの、経常利益では、与信コストや有価証券売却損の減少により増益となり、法人税及び税効果調整後の当期純利益は137百万円（対前期末比47百万円の増益、増減率53.29%）となりました。

(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況

■ 主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	1,113	1,094	1,123	1,201	1,172
経 常 利 益	145	150	207	125	171
当 期 純 利 益	105	85	151	90	137
出 資 総 額	168	168	168	168	168
出 資 総 口 数 (千口)	3,361	3,361	3,361	3,361	3,361
純 資 産 額	9,467	9,405	9,798	9,533	9,689
総 資 産 額	93,825	96,849	98,183	100,062	103,764
預 金 積 金 残 高	80,868	82,834	84,569	86,559	91,402
貸 出 金 残 高	23,484	23,746	23,752	23,675	25,043
有 価 証 券 残 高	38,199	40,942	42,546	43,411	47,701
単 体 自 己 資 本 比 率	25.36%	21.26%	19.48%	16.46%	16.37%
出 資 対 する 配 当 金 円 (出 資 1 口 当 たり)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役 員 数 (人)	10	10	10	10	10
うち常勤役員数	5	5	5	5	5
職 員 数 (人)	79	79	69	69	67
会 員 数 (人)	6,283	6,205	6,124	6,023	5,954

(注) 残高計数は期末現在のものであり、総資産額には債務保証見返りを含んでおりません。

(3) 直近の2事業年度における事業の状況

①主要な業務の状況を示す指標

■資金運用収支・役務取引等収支・その他の業務収支・業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
資金運用収支	922,430	932,455
資金運用収益	946,620	952,373
資金調達費用	24,189	19,918
役務取引等収支	4,682	12,636
役務取引等収益	79,831	81,355
役務取引等費用	75,148	68,719
その他の業務収支	18,058	14,815
その他業務収益	172,682	117,022
その他業務費用	154,624	102,207
業務粗利益	945,171	959,906
業務粗利益率	0.97%	0.95%

- (注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
業務純益	158,116	181,681
実質業務純益	174,475	181,681
コア業務純益	172,928	174,104
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	172,928	174,104

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。
 2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（百万円）		利回り（％）	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資金運用勘定	96,732	100,551	946	952	0.97	0.94
うち貸出金	23,553	24,574	345	335	1.46	1.36
うち預け金	31,955	31,084	37	27	0.11	0.08
うち有価証券	40,625	44,340	552	578	1.35	1.30
資金調達勘定	89,072	92,885	24	19	0.02	0.02
うち預金積金	86,378	90,567	18	15	0.02	0.01
うち借入金	2,693	2,293	5	4	0.19	0.19

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019年度28百万円、2020年度101百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利鞘

(単位：％)

	2019年度	2020年度
資金運用利回	0.97	0.94
資金調達原価率	0.89	0.85
総資金利鞘	0.08	0.09

■受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	9,536	△ 25,239	△ 15,702	59,470	△ 53,718	5,752
うち貸出金	△ 3,663	△ 10,148	△ 13,811	14,591	△ 24,467	△ 9,875
うち預け金	1,447	△ 405	1,041	△ 1,007	△ 9,477	△ 10,484
うち有価証券	10,741	△ 14,054	△ 3,313	46,908	△ 20,529	26,379
支払利息	94	△ 2,464	△ 2,370	660	△ 4,932	△ 4,271
うち預金積金	490	△ 2,481	△ 1,991	968	△ 4,738	△ 3,770
うち借入金	△ 395	16	△ 378	△ 772	△ 193	△ 965

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利益率

(単位：％)

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.12	0.16
総資産当期純利益率	0.09	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

②預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
流動性預金	31,336	35,662
うち有利息預金	29,245	32,736
定期性預金	54,838	54,704
うち固定金利定期預金	52,012	52,142
うち変動金利定期預金	20	17
その他	204	199
計	86,378	90,567
譲渡性預金	—	—
合計	86,378	90,567

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■固定金利定期預金、変動金利定期預金の残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
定期預金	51,926	51,507
固定金利定期預金	51,906	51,490
変動金利定期預金	19	17

③貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
割引手形	374	277
手形貸付	2,076	1,989
証書貸付	20,159	21,412
当座貸越	942	895
合計	23,553	24,574

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
貸出金	23,675	25,043
変動金利	7,465	7,171
固定金利	16,209	17,871

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	320	259
有価証券	98	98
動産	-	-
不動産	5,047	4,808
その他	-	-
計	5,466	5,165
信用保証協会・信用保険	4,111	6,583
保証	11,028	10,411
信用	3,068	2,882
合計	23,675	25,043

■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	1	0
その他	-	-
計	1	0
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	1	1
信用	14	2
合計	16	4

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
		構成比%		構成比%
設備資金	11,330	47.8	11,301	45.1
運転資金	12,344	52.1	13,741	54.8
合計	23,675	100.0	25,043	100.0

■住宅ローン・消費者ローン残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
住宅ローン残高	5,676	5,776
消費者ローン残高	1,570	1,623
合計	7,246	7,399

■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2019年度			業種区分	2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比		貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	66	2,152	9.0	製 造 業	75	2,452	9.7
農 業、林 業	6	70	0.2	農 業、林 業	8	77	0.3
漁 業	-	-	-	漁 業	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建 設 業	114	2,292	9.6	建 設 業	125	2,780	11.1
電気・ガス・熱供給・水道業	1	6	0.0	電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	0.0
情 報 通 信 業	1	21	0.0	情 報 通 信 業	1	23	0.0
運 輸 業、郵 便 業	22	1,185	5.0	運 輸 業、郵 便 業	23	1,257	5.0
卸 売 業、小 売 業	86	2,304	9.7	卸 売 業、小 売 業	91	2,491	9.9
金 融 業、保 険 業	4	293	1.2	金 融 業、保 険 業	4	293	1.1
不 動 産 業	29	2,112	8.9	不 動 産 業	29	2,053	8.1
物 品 賃 貸 業	1	5	0.0	物 品 賃 貸 業	1	4	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	2	28	0.1	学術研究、専門・技術サービス業	3	34	0.1
宿 泊 業	15	607	2.5	宿 泊 業	16	666	2.6
飲 食 業	37	397	1.6	飲 食 業	52	486	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	26	481	2.0	生活関連サービス業、娯楽業	31	484	1.9
教育、学習支援業	2	194	0.8	教育、学習支援業	4	206	0.8
医 療、福 祉	23	1,197	5.0	医 療、福 祉	26	1,450	5.7
その他のサービス	40	435	1.8	その他のサービス	46	582	2.3
小 計	475	13,788	58.2	小 計	536	15,350	61.2
国・地方公共団体	3	2,435	10.2	国・地方公共団体	3	2,293	9.1
個 人	2,001	7,451	31.4	個 人	1,864	7,399	29.5
合 計	2,479	23,675	100.0%	合 計	2,403	25,043	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■預貸率

(単位：%)

	2019年度	2020年度
期 末 預 貸 率	27.35	27.39
期 中 平 均 預 貸 率	27.26	27.13

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

④有価証券に関する指標

■商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	2019年度	-	-	-	-	-	5,339	-	5,339
	2020年度	-	-	-	-	-	5,680	-	5,680
地方債	2019年度	-	-	-	-	877	229	-	1,106
	2020年度	-	-	-	867	-	228	-	1,096
社債	2019年度	3,516	2,734	305	1,025	7,226	7,806	3,716	26,330
	2020年度	2,307	41	523	3,001	7,033	10,459	4,852	28,219
株式	2019年度	-	-	-	-	-	-	126	126
	2020年度	-	-	-	-	-	-	132	132
外国証券	2019年度	-	194	684	1,599	705	5,489	-	8,674
	2020年度	-	899	1,005	1,521	1,234	5,468	-	10,129
その他の証券	2019年度	80	-	612	224	-	-	916	1,833
	2020年度	0	229	343	209	-	-	1,659	2,442

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度
国債	債	5,253	4,726
地方債	債	1,005	1,004
社債	債	22,924	26,876
株式	式	110	110
外国証券	券	7,861	9,815
その他の証券	券	3,469	1,806
合計		40,625	44,340

■預証率

(単位：%)

		2019年度	2020年度
期末預証率		50.15	52.18
期中平均預証率		47.03	48.95

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

4. 金庫の事業の運営に関する事項

内部管理体制

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づいて、業務の適正を確保するため、「内部管理基本方針」において、整備すべき体制を次の通り定めております。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス室はコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス委員会で検討を行い、理事会の承認を経て役職員の研修、指導を行っています。
 - ・監査室は監査計画に則り各部店に対し年に1回監査を実施しています。
 - ・内部通報については員外監事も窓口としています。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・重要な会議は、議事録を作成し適切に保存・管理しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ALM委員会は、様々なりスクを総合的に管理し、適時に常勤理事会等に報告しています。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・理事会等は定期的に開催しています。
5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス担当者会議を定期的に開催、周知徹底を行っています。
6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。
7. 監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項
 - ・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。
8. 当金庫の監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当該年度に監事から職員を置くことの要請がありませんでした。
9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ・監事は重要会議等への出席、重要書類の閲覧のほか、理事より報告を受けています。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・諸規程や規則に則り確保しています。
11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項
 - ・当該年度に発生した費用は適切に処理しています。
12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監事は、当金庫の理事や職員のほか他の監事や会計監査人と意思疎通を図り監査の実効性を確保しています。

法令等遵守の体制

当金庫はコンプライアンスの徹底を経営の最重要課題との一つとして位置づけ、高い企業倫理と法令に則った経営に努めています。

- ①「法令等遵守に係る基本方針」を制定してその理念を金庫内に浸透させ、役職員全員で「氷見伏木信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンスマニュアル」の徹底を図っております。
- ②コンプライアンス委員会を設置のうえ、各営業店にコンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスの責任体制を構築することにより、金庫の公正な業務運営の維持を図っております。
- ③毎年度「コンプライアンスプログラム」を策定し、理事会の承認を受けて計画的にコンプライアンス態勢の強化を図っております。プログラムでは、各営業店における勉強会、担当者研修、役席研修を実施するようスケジュールとして定めてあります。コンプライアンス室は、法令等違反防止のための指導をしております。
- ④経営内容の積極的なディスクロージャー（経営情報開示）とお取引先とのコミュニケーションの充実に努めております。
- ⑤お客様からの苦情については、コンプライアンス室が担当となって適切な対応を行ない、営業店に対しては今後の未然防止のための研修を行なっております。

個人情報管理体制

当金庫はお客様からの信頼を第一と考え、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」を定め、個人情報の適切な保護と利用ならびに個人データの安全管理措置を図っております。

①個人情報の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、その他個人情報等保護に関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報の機密性、正確性の確保に努めております。

②個人情報の安全な管理について

情報資産の保護に関する業務を管理、統括する情報セキュリティ統括部門とその責任者として情報セキュリティ担当役員を設置しています。また、このほか各部署長が個人情報保護責任者となり、情報セキュリティ担当者を任命し、情報資産保護施策に関する事務、規程、方針等の遵守状況監視、周知、意識啓蒙に務める体制となっております。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット、ポスターで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は4ページ参照）または総務部（電話：0766-74-4101）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

反社会的勢力対応の体制

当金庫では「法令等遵守に係る基本方針」に反社会的勢力の排除を掲げるとともに、次の方針を定めて不当要求の拒否、取引関係の遮断を実施する体制を備えております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

不正取引の防止

当金庫は、公正で適正な営業を行なうため、またお客様の大切な財産を不正行為から守るために、内部規程やマニュアルを定め、次の通り犯罪行為あるいは不正取引の防止に努めております。

- ①お客様とのお取引に対しては本人確認事務を徹底しております。
- ②キャッシュカードや通帳、印鑑の盗難や偽造などには、お客様の預金を守ることを第一とした対応をいたします。
- ③振込め詐欺や特殊詐欺等への防止に努め、またお客様に注意を呼び掛けます。
- ④不審な方や取引を見かけた際には、必要な確認作業をさせていただきます。
- ⑤インターネットバンキング取引において、ワンタイムパスワードによる認証方式の導入や不正操作防止用ソフトの無償配布など、不正取引防止に努めております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を重要な経営戦略の1つとして位置づけ、以下の通り金庫全体の態勢整備に取り組み、業務を遂行してまいります。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

1. 組織態勢

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関して、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、金庫内の役割を明確に定め、適切な措置を実施する態勢を整備します。

2. リスクの低減措置

当金庫は、リスクベースアプローチ（リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を行うこと）の考え方に則った適切な措置を講じます。

3. 取引時の確認

当金庫は、取引時の確認について、適切な措置を実施する態勢を整備します。

4. 資産凍結等経済制裁措置

当金庫は、制裁対象者に対する資産凍結等について、適切な措置を実施する態勢を整備します。

5. 疑わしい取引の報告

当金庫は、疑わしい取引や顧客等について、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

6. 役職員の研修

当金庫は、役職員のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する知識、理解を深め、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理が適切に行われるよう、継続的な指導、研修を実施します。

7. 遵守状況の点検

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、昭和4年（1929年）の創業以来、法令等を遵守し、90有余年の歴史を歩んでまいりました。この歴史を通じて脈々と受け継がれてきたのは、「地域の皆様とともに、地域社会の発展に貢献する」という理念です。この理念を基に、協同組織金融機関として社会的役割を全うすべく、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、中小企業経営力強化支援法の認定支援機関として以下のとおり積極的に取り組んでまいります。

ライフステージに応じた取引先企業の支援

- ・創業や新事業の展開または成長段階でさらなる発展が見込まれる企業には、信金ネットワークによるビジネスマッチングにより、販路拡大等をバックアップします。
- ・経営改善や事業再生が必要な企業には、認定支援機関として富山県中小企業再生支援協議会等の外部機関や中小企業専門機関あるいは外部専門家（中小企業診断士、税理士等）との連携により、実効性のある経営改善計画の策定やフォローアップに努めます。
- ・中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進行しており、後継者問題に悩む企業が多くなってきていることから、外部機関や提携M&A会社と連携し事業承継を支援します。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下の態勢整備を図っております。

- ・営業店に「ご返済相談窓口」を設置、また本部業務部に「経営改善支援チーム」を設置し、営業店と本部が連携しコンサルティング機能発揮に努めています。
- ・職員の目利き能力向上のため、庫内研修や外部研修、また、取引先への中小企業診断士との同行訪問を実施しています。
- ・取引先企業の経営改善や事業再生にあたっては、積極的に外部機関との連携を図っています。
- ・本部にサポート課を設置し、中小企業診断士と連携し取引先の課題解決を図る態勢としました。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ・本部経営改善支援チームと営業店の連携による経営改善支援先に対する計画のフォローアップ実施
- ・富山県中小企業再生支援協議会等、外部機関との連携による経営改善、事業再生支援
- ・地域プラットフォーム加盟による事業者の経営課題解決のための専門家派遣
- ・とやま中小企業チャレンジファンドへの出資による中小企業への助成支援
- ・ものづくり補助金等各種補助金の申請にかかる事業計画策定支援

4. 地域の活性化に関する取組状況

P43「地域貢献に関する事項」に詳細を記載しました。

当金庫の金融仲介機能の取組み実績

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

内 容	2 年 度
新規に無保証で融資した件数	354 件
新規保証に占める経営者保証に依存しない融資の割合	33.81%
保証契約を解除した件数 (代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、 新経営者との保証契約を締結した件数を含む)	12 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件

2. 金融仲介機能のベンチマーク

これまで、中小企業の経営支援に関する事項については、「地域密着型金融の取組み」において具体的な施策とこれに対する実績を継続的に公表してまいりました。2016年9月に金融庁より「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されたことを受け、当金庫においても「地域密着型金融の取組み」をさらに発展させるため、このベンチマークを用いて金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価することにより、これまで以上に、地域金融機関としての役割を果たしていきたいと考えています。

次頁以降に、共通ベンチマーク5項目、選択ベンチマーク5項目について、2021年3月(2020年度)、2020年3月(2019年度)を対比掲載いたしました。

金融仲介機能に関するベンチマーク

1. 共通ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	ベンチマーク(指標)の説明	令和2年3月基準					令和3年3月基準					補足説明		
(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化	1	金融機関がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数(先数はグループベース。以下断りがなければ同じ)、及び、同先に対する融資額の推移	メイン先数		367					405					<ul style="list-style-type: none"> 抽出先：事業性融資先 改善先：売上増加かつ営業利益率改善先、または、就業者数増加先 名寄先の区分については、親企業で判定
		メイン先の融資残高	97							110					
		経営指標等が改善した先数	89							119					
		(単位：億円)	2/3	31/3	30/3					3/3	2/3	31/3			
(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	2	金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	(単位：社)	条変総数	好調先	順調先	不調先			条変総数	好調先	順調先	不調先	売上達成率： (1. 好調 120%超 2. 順調 80～120% 3. 不調 80%未満)	
		中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	89	4	29	56			185	2	64	119			
	3	金融機関が関与した創業、第二創業の件数	金融機関が関与した創業件数(単位：件)	5						1					
		金融機関が関与した第二創業件数(単位：件)	0							0					
4	ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額	(単位：社、億円)	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	過去5期の売上高よりライフステージを区分 ・創業期：創業より5年まで ・成長期：売上高平均で直近2期分が過去5期分の120%超 ・安定期：売上高平均で直近2期分が過去5期分の120%～80% ・低迷期：売上高平均で直近2期分が過去5期分の80%未満 ※判定不能先177先は計上していません。
		ライフステージ別の与信先数	474	27	11	182	16	89	535	17	11	134	11	185	
		ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	137	5	3	61	3	44	153	4	2	38	3	88	
(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換	5	金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)	(単位：社、億円、%)	先数	融資残高					先数	融資残高				
		事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	40	28						46	34				
		上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	8.4%	20.4%					8.6%	22.2%					

2. 選択ベンチマーク

選択ベンチマーク項目		ベンチマーク（指標）の説明	基準日	提出指標等（イメージ）						補足説明	
2	メイン取引（融資残高1位）先数の推移、及び、全取引先数に占める割合（先数単体ベース）	メイン取引（融資残高1位）先数の推移（社）	R 03年3月	3/3	2/3	31/3	30/3				
				436	367	411	410				
				全取引先数（社）	535	474	503	520			
				全取引先数に占める割合（%）	81.5%	77.4%	81.7%	78.8%			
7	地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業融資における無担保融資先数（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合	R 02年3月	地元中小と信先数①	地元中小向け融資残高②（億円）	無担保融資先数③	無担保融資残高④（億円）	③/①	④/②	・無担保と信先とは、与信先のうち一切の担保を取得していない先 ・地元中小と信先は富山県内中小企業と信先	
			R 03年3月	468	130	184	23	39.3%	17.7%		
			R 03年3月	530	146	239	32	45.1%	21.9%		
10	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合及び100%保証付き融資額の割合	R 02年3月	中小向け融資残高①（億円）	保証協会付融資残高②（億円）	100%保証付融資残高③（億円）	②/①	③/①			
			R 03年3月	130	11	3	8.5%	2.3%			
21	事業承継支援先数	事業承継支援先数（単位：社）	R 02年3月	2						・事業承継支援の定義 自社株評価の実施、株式承継に関する一切の対策支援、事業承継に関する外部専門家の紹介、後継者への経営者保証に関するガイドラインの活用	
			R 03年3月	2							
42	REVIC、中小企業再生支援協議会の利用先数	REVIC、中小企業再生支援協議会の利用先数		REVIC	中小企業再生支援協議会					・利用先は、それぞれの支援が実行された先を計上。	
			R 02年3月	0	0						
			R 03年3月	0	3						

自己資本の充実の状況等について

<定性的な事項>

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、168百万円となります。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、内部留保により自己資本を充実させ、国内基準の4%を大きく上回り、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

■信用リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化により、貸出金等の元本や利息が回収困難となり、損失を被るリスクのことです。債務者の業況が変化した段階で経営改善計画に基づいて、適切な経営指導等により債務者の財務内容の改善に取り組んでいます。貸出金の審査内容を充実させるため、融資事務取扱規程、不動産担保評価基準に基づいて厳正に与信判断が運営される体制をとっております。

大口与信先や問題債権与信先等の信用リスクについては、定義を定め、常勤理事会や理事会に報告・協議をする態勢をとっております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当基準書」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分毎の債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保等を除いた未保全額に対して個々の基準に基づき算出しております。なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受け適正に計上しております。

・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)日本格付研究所（JCR）

(株)格付投資情報センター（R&I）

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法です。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業内容、経営者の資質等さまざまな角度から可否の判断を行っており、担保や保証による保全は、あくまで補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の運営姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、融資事務取扱規程や不動産担保評価基準に基づいて、適切な事務取扱いと適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合がありますが、各種契約書等に基づき、法的に有効である旨の確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として政府保証、地方公共団体保証、有格付会社による保証等が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価としては、地方公共団体保証は政府保証と同様、有格付会社による保証は、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要
該当ございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

■オペレーショナル・リスクに関する項目

・リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当金庫では「オペレーショナル・リスク管理方針・規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスクについては、「事務リスク管理要領」に基づき、本部と営業店が一体となり、各種事務マニュアルの整備やその遵守に心掛け、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組み、事務能力の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査、システム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理体制の強化に努めております。

その他リスクとしては、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクがあり、当金庫では苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、また各種リスク商品等に対する説明態勢の整備等、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

■出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、価格変動に伴う予想損失額を時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、市場リスク管理部門やALM委員会において管理し、定期的に経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

また、非上場株式、子会社、政策投資株式、その他ベンチャー・ファンドまたは投資事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っており、その状況についても適宜、経営陣へ報告しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適切な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

・リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫においては、金利リスクはとってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引き受け、コントロールしていくものと認識しております。そのため定期的にリスク量の評価、計測を行い、自己資本に見合っているか等を適宜確認しております。定期的にALM委員会で協議検討し、経営陣へ報告を行う等、適切なリスク管理に努めております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

IRRBB、100BPVを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。影響が自己資本の一定範囲を超えることが想定される場合には、ALM委員会での検討後、常勤理事会に諮り対応を協議することとしております。

(3) 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しALM委員会に報告しております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

・金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
 - ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
 - ③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
 - ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません。
 - ⑥スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
 - ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
 - ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
算定方法の変動はありません。
 - ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当金庫の重要性テスト（ Δ EVE / 自己資本の額）の結果は、自己資本の 20% を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。
- (2) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
 - ①金利ショックに関する説明
当金庫では、国内金利 100BPV 上昇時の銀行勘定全体の金利リスク量により金利リスクを管理しております。
 - ②金利リスク計測の前提及びその意味
統合的リスク管理では、100BPV で計測される銀行勘定の金利リスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかを月次でモニタリングしております。また、自己資本の充実度の評価やストレス・テストの実施にあたり、過去のストレス事象や、シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。

経営の健全性をあらわす
自己資本比率は **16.37%** と引続き高い水準を
堅持しました。

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。

氷見伏木信用金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大幅に（4.09倍）上回っており、経営体質の健全性が維持されていることを示しております。

当金庫の自己資本比率が高いのは、業容拡大の過程において、利益金の中から将来のために、着実に自己資本を積み上げてきた結果によるものです。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円・%)

項 目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,473	8,606
うち、出資金及び資金剰余金の額	168	168
うち、利益剰余金の額	8,310	8,443
うち、外部流出予定額 (△)	4	4
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	42	57
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	42	57
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,515	8,664
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8	7
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8	7
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-

項目	2019年度	2020年度
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る 10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る 15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8	7
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	8,507	8,656
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	49,759	50,960
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 285	△ 285
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,901	1,904
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	51,660	52,865
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	16.46%	16.37%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

<定量的な事項>

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	49,759	1,990	50,960	2,038
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	50,034	2,001	51,245	2,049
(i) ソブリン向け	1,828	73	1,599	63
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,359	254	5,962	238
(iii) 法人等向け	19,054	762	20,664	826
(IV) 中小企業等・個人向け	3,897	155	4,018	160
(V) 抵当権付住宅ローン	397	15	471	18
(VI) 不動産取得等事業向け	273	10	212	8
(VII) 3カ月以上延滞等	84	3	117	4
(VIII) その他	18,138	725	18,200	728
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10	0	0	0
ルック・スルー方式	10	0	0	0
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
⑤経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑥他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 11	△ 285	△ 11
⑦CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑧中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,901	76	1,904	76
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	51,660	2,066	52,865	2,114

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行等のことです。

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」(国際決済銀行等を除く)、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券			
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	89,719	92,045	23,701	25,055	31,444	33,668	326	315
国外	8,710	10,110	－	－	8,710	10,110	－	－
地域別合計	98,429	102,155	23,701	25,055	40,154	43,778	326	315
製造業	7,701	9,285	2,215	2,503	5,411	6,708	119	112
農業、林業	73	94	73	94	－	－	－	－
漁業	0	0	0	0	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	2,810	3,298	2,610	3,098	200	200	145	106
電気・ガス・熱供給・水道業	5,112	4,612	6	4	5,105	4,607	－	－
情報通信業	933	1,036	21	24	900	1,000	－	－
運輸業、郵便業	5,993	6,859	1,188	1,259	4,793	5,588	1	－
卸売業、小売業	4,238	4,714	2,438	2,615	1,799	2,098	20	23
金融業、保険業	47,687	45,885	296	295	15,721	16,019	－	－
不動産業	3,454	4,373	2,182	2,124	399	647	－	35
物品賃貸業	5	4	5	4	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	56	360	56	60	－	300	－	－
宿泊業	619	677	619	677	－	－	－	－
飲食業	520	603	520	603	－	－	23	23
生活関連サービス業、娯楽業	830	821	630	621	200	200	－	－
教育、学習支援業	194	206	194	206	－	－	－	－
医療、福祉	1,289	1,533	1,289	1,533	－	－	－	－
その他のサービス	488	631	476	619	－	－	－	－
国・地方公共団体等	8,057	8,701	2,435	2,293	5,622	6,408	－	－
個人	6,437	6,416	6,437	6,416	－	－	15	14
その他	1,923	2,037	－	－	－	－	－	－
業種別合計	98,429	102,155	23,701	25,055	40,154	43,778	326	315
1年以下	38,325	34,026	3,913	4,014	3,499	2,299		
1年超3年以下	4,933	2,708	1,950	1,685	2,899	941		
3年超5年以下	4,059	5,084	2,992	3,490	1,003	1,502		
5年超7年以下	5,947	7,527	3,300	2,385	2,609	5,110		
7年超10年以下	11,173	12,911	2,793	4,834	8,373	8,061		
10年超	26,784	30,479	8,641	8,552	18,068	21,863		
期間の定めのないもの	7,205	9,417	109	93	3,700	4,000		
残存期間別合計	98,429	102,155	23,701	25,055	40,154	43,778		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	25	42	-	25	42
	2020年度	42	57	-	42	57
個別貸倒引当金	2019年度	565	546	28	536	546
	2020年度	546	501	24	522	501
合 計	2019年度	591	588	28	562	588
	2020年度	588	559	24	564	559

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

2019年度

(単位：百万円)

2020年度

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金		貸出金償却		個別貸倒引当金		貸出金償却
	当期増加額	期末残高			当期増加額	期末残高	
製 造 業	2	117	-	製 造 業	△ 5	111	-
農 業、林 業	-	-	-	農 業、林 業	-	-	-
漁 業	-	-	-	漁 業	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建 設 業	△ 23	91	-	建 設 業	△ 19	72	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	情 報 通 信 業	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	0	-	-	運 輸 業、郵 便 業	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	△ 9	26	-	卸 売 業、小 売 業	0	26	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	金 融 業、保 険 業	-	-	-
不 動 産 業	39	68	-	不 動 産 業	△ 9	58	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	物 品 賃 貸 業	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-
宿 泊 業	0	22	-	宿 泊 業	0	21	-
飲 食 業	△ 15	23	-	飲 食 業	0	23	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	51	-	生活関連サービス業、娯楽業	0	51	-
教育、学習支援業	-	-	-	教育、学習支援業	-	-	-
医 療、福 祉	2	62	-	医 療、福 祉	△ 5	56	-
その他のサービス	2	44	-	その他のサービス	0	43	-
国・地方公共団体等	-	-	-	国・地方公共団体等	-	-	-
個 人	△ 15	38	-	個 人	△ 3	35	-
合 計	△ 18	546	-	合 計	△ 44	501	-

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	9,954	－	11,888
10%	－	5,565	－	7,730
20%	2,302	38,659	2,502	35,538
35%	－	1,166	－	1,369
50%	11,782	286	12,854	242
75%	－	4,008	－	4,151
100%	5,930	13,743	7,466	13,541
150%	－	12	－	45
250%	－	5,016	－	4,823
1,250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	20,015	78,413	22,823	79,331

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	393	342	2,498	2,552	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	26	26	32	32
非上場株式等	510	510	508	508
合 計	536	536	541	541

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	0	0
売却損	-	0
償却	-	-

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	15	21

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	800	700
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項
(単位：百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,937	3,396	60	46
2	下方パラレルシフト	0	0	34	12
3	スティープ化	3,001	2,582		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大化	3,937	3,396	60	46
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,656		8,507	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

■貸借対照表

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資 産	金 額		負 債	金 額	
	2019年度	2020年度		2019年度	2020年度
現金	1,100	1,164	預金積金	86,559	91,402
預け金	31,285	29,187	当座預金	1,040	1,851
買入金銭債権	191	152	普通預金	30,265	34,795
有価証券	43,411	47,701	貯蓄預金	199	200
国債	5,339	5,680	定期預金	51,926	51,507
地方債	1,106	1,096	定期積金	2,655	2,490
社債	26,330	28,219	その他の預金	472	558
株式	126	132	借入金	3,119	1,757
その他の証券	10,508	12,572	その他負債	85	131
貸出金	23,675	25,043	未決済為替借	12	16
割引手形	310	218	未払費用	18	14
手形貸付	2,033	1,827	給付補填備金	2	1
証書貸付	20,353	22,087	未払法人税等	32	48
当座貸越	978	909	前受収益	14	13
その他資産	546	547	払戻未済金	0	-
未決済為替貸	19	18	リース債務	-	31
信金中金出資金	382	382	その他の負債	5	5
前払費用	1	1	賞与引当金	23	22
未収収益	140	141	退職給付引当金	305	323
その他の資産	2	5	役員退職慰労引当金	37	46
有形固定資産	433	520	睡眠預金払戻損失引当金	8	8
建物	68	82	偶発損失引当金	13	0
土地	318	349	繰延税金負債	375	381
リース資産	-	31	債務保証	16	4
その他の有形固定資産	46	56	負債の部合計	90,545	94,078
無形固定資産	8	7	(純資産の部)		
ソフトウェア	5	4	出資金	168	168
その他の無形固定資産	2	2	普通出資金	168	168
債務保証見返	16	4	利益剰余金	8,310	8,443
貸倒引当金	△ 588	△ 559	利益準備金	168	168
(うち個別貸倒引当金)	(△ 546)	(△ 501)	その他利益剰余金	8,142	8,275
			特別積立金	7,400	7,400
			(経営基盤強化積立金)	850	850
			当期末処分剰余金	742	875
			会員勘定合計	8,478	8,611
			その他有価証券評価差額金	1,054	1,077
			評価・換算差額等合計	1,054	1,077
			純資産の部合計	9,533	9,689
資産の部合計	100,078	103,768	負債及び純資産の部合計	100,078	103,768

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～39年
 その他 3年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は360百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 また当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,575,980 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649 百万円 |
| 差引額 | △142,668 百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 | 0.0636% （令和2年3月31日現在） |
| ③ 補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円にあります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 559 百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 93百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,130百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 2百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は49百万円、延滞債権額は1,165百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は380百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,596百万円であります。
なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は218百万円であります。
23. 担保に供している資産は次の通りであります。
担保に供している資産
預け金 7,100百万円
担保資産に対応する債務
借入金 1,757百万円
上記のほか、日本銀行歳入代理店契約、為替決済取引の担保として、有価証券340百万円、預け金2,000百万円を差し入れております。
24. 出資1口当たりの純資産額 2,868円97銭
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、3,937百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金・預け金および借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.6. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	29,187	29,209	22
(2) 有価証券	47,575	47,743	168
満期保有目的の債券	4,009	4,177	168
其他有価証券	43,566	43,566	-
(3) 貸出金	25,043		
貸倒引当金（*1）	△ 559		
	24,483	24,813	329
金融資産計	101,246	101,766	520
(1) 預金積金	91,402	91,418	15
(2) 借入金	1,757	1,770	12
金融負債計	93,160	93,189	28

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については固定金利であることから、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	99
その他の証券（*2）	25
合 計	125

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) その他の証券は、投資事業有限責任組合出資等であり、その組合財産は、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象としておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	2,809	3,050	241
	小 計	2,809	3,050	241
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	1,200	1,127	△72
	小 計	1,200	1,127	△72
合 計		4,009	4,177	168

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	32	11	21
	債 券	26,045	24,594	1,451
	国 債	4,388	3,807	580
	地方債	1,096	1,004	92
	社 債	20,561	19,783	778
	その他	6,508	6,303	204
	小 計	32,586	30,908	1,677
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	8,950	9,074	△ 123
	国 債	1,292	1,296	△ 4
	社 債	7,658	7,777	△ 119
	その他	2,028	2,099	△ 70
	小 計	10,979	11,173	△ 194
合 計		43,566	42,082	1,483

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
債 券	2,579	109	26
国 債	911	101	-
社 債	1,668	7	26
その他	83	0	17
合 計	2,663	109	44

29. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、社債 58 百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が 30% 以上の場合であり、下落率が 30% 以上 50% 未満の場合は、時価の回復する可能性の判定を行い、回復の可能性がない場合は減損処理を行っております。また、下落率が 50% 以上となった場合は、時価の回復する可能性なしとして減損処理を行っております。

30. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,366 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1,821 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	21 百万円
貸倒引当金	182 百万円
退職給付引当金	88 百万円
賞与引当金	6 百万円
その他	20 百万円
繰延税金資産小計	320 百万円
評価性引当額	△ 296 百万円
繰延税金資産合計	23 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	405 百万円
繰延税金負債合計	405 百万円
繰延税金負債の純額	381 百万円

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	2019 年度	2020 年度
経 常 収 益	1,201	1,172
資金運用収益	946	952
貸出金利息	345	335
預け金利息	37	27
有価証券利息配当金	552	578
その他の受入利息	10	10
役務取引等収益	79	81
受入為替手数料	45	45
その他の役務収益	34	36
その他業務収益	172	117
外国為替売買益	-	0
国債等債券売却益	156	109
その他の業務収益	16	7
その他経常収益	2	21
貸倒引当金戻入益	-	5
償却債権取立益	1	2
株式等売却益	0	0
その他の経常収益	0	13
経 常 費 用	1,076	1,000
資金調達費用	24	19
預金利息	17	13
給付補填備金繰入額	1	1
借入金利息	5	4
その他の支払利息	-	0
役務取引等費用	75	68
支払為替手数料	19	17
その他の役務費用	55	50
その他業務費用	154	102
外国為替売買損	0	-
国債等債券売却損	154	43
国債等債券償却	-	58
その他の業務費用	-	0
経 費	780	788
人 件 費	479	488
物 件 費	292	290
税 金	8	9

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	2019 年度	2020 年度
その他経常費用	41	21
貸倒引当金繰入額	26	-
株式等売却損	-	0
その他の経常費用	14	20
経 常 利 益	125	171
特 別 損 失	1	0
固定資産処分損	1	0
税引前当期純利益	124	171
法人税、住民税及び事業税	22	40
法人税等調整額	12	△7
当期純利益	90	137
繰越金（当期首残高）	652	737
当期末処分剰余金	742	875

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たり当期純利益金額 41 円 05 銭

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	2019 年度	2020 年度
当期末処分剰余金	742	875
繰越金（当期首残高）	652	737
当期純利益	90	137
剰余金処分数額	4	4
出資に対する配当金	4	4
繰 越 金（当期末残高）	737	870

■会計監査人による監査

2019 年度、2020 年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、河村拓栄公認会計士の監査を受けております。

■財務諸表の適正性、及び財務諸表の作成に係る内部監査の有効性の確認

財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認書

2020 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2021 年 6 月 21 日

氷見伏木信用金庫

理事長 藤井 隆

6. リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

(1) リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

①破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
破綻先債権額 (A)	93	49
延滞債権額 (B)	1,206	1,165
合計 (C) = (A) + (B)	1,299	1,215
担保・保証額 (D)	646	613
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)	653	602
個別貸倒引当金 (F)	546	501
同引当率 (G) = (F) / (E) (%)	83.72 %	83.33 %

② 3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

区 分	2019 年度	2020 年度
3ヶ月以上延滞債権額 (H)	-	-
貸出条件緩和債権額 (I)	21	380
合計 (J) = (H) + (I)	21	380
担保・保証額 (K)	-	-
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	21	380
貸倒引当金 (M)	1	14
同引当率 (N) = (M) / (L) (%)	7.93 %	3.80 %

③リスク管理債権の合計額

(単位：百万円)

	2019 年度	2020 年度
(C) + (J)	1,321	1,596

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3ヶ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

(2) 金融再生法開示債権の状況

①金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	392	305
危険債権	907	910
要管理債権	21	380
正常債権	22,379	23,464
合 計	23,701	25,061

- (注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

②金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
金融再生法上の不良債権 (A)	1,321	1,596
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	392	305
危険債権	907	910
要管理債権	21	380
保全額 (B)	1,195	1,129
貸倒引当金 (C)	548	516
担保・保証等 (D)	646	613
保全率 (B) / (A) (%)	90.44 %	70.76 %
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	81.28 %	52.52 %

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

7. その他の開示資料

■有価証券の取得価格又は時価及び評価損益

売買目的有価証券

該当する残高はありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	1,609	1,734	125	2,809	3,050	241
	小 計	1,609	1,734	125	2,809	3,050	241
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	2,600	2,327	△ 272	1,200	1,127	△ 72
	小 計	2,600	2,327	△ 272	1,200	1,127	△ 72
合 計		4,209	4,062	△ 146	4,009	4,177	168

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2019 年度			2020 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	26	11	15	32	11	21
	債券	23,167	21,612	1,554	26,045	24,594	1,451
	国債	5,339	4,617	721	4,388	3,807	580
	地方債	1,106	1,004	102	1,096	1,004	92
	社債	16,721	15,990	730	20,561	19,783	778
	その他	3,964	3,749	214	6,508	6,303	204
	小計	27,158	25,373	1,784	32,586	30,908	1,677
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	9,609	9,831	△ 222	8,950	9,074	△ 123
	国債	-	-	-	1,292	1,296	△ 4
	社債	9,609	9,831	△ 222	7,658	7,777	△ 119
	その他	2,307	2,422	△ 115	2,028	2,099	△ 70
	小計	11,916	12,254	△ 338	10,979	11,173	△ 194
合計	39,074	37,628	1,446	43,566	42,082	1,483	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等はありません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019 年度	2020 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	99	99
そ の 他 の 証 券	27	25
合計	126	125

■金銭の信託

該当する残高はございません。

■規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

該当する残高はございません。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌 29 ページに掲載しております。

■貸出金償却の額

該当する残高はございません。

■報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、その決定方法を規程で定めております。

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	53百万円

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」42百万円、「賞与」2百万円、「退職慰労金」8百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重大な影響を与える者をいいます。なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

8. 地域貢献に関する事項

■地域貢献に関する情報開示

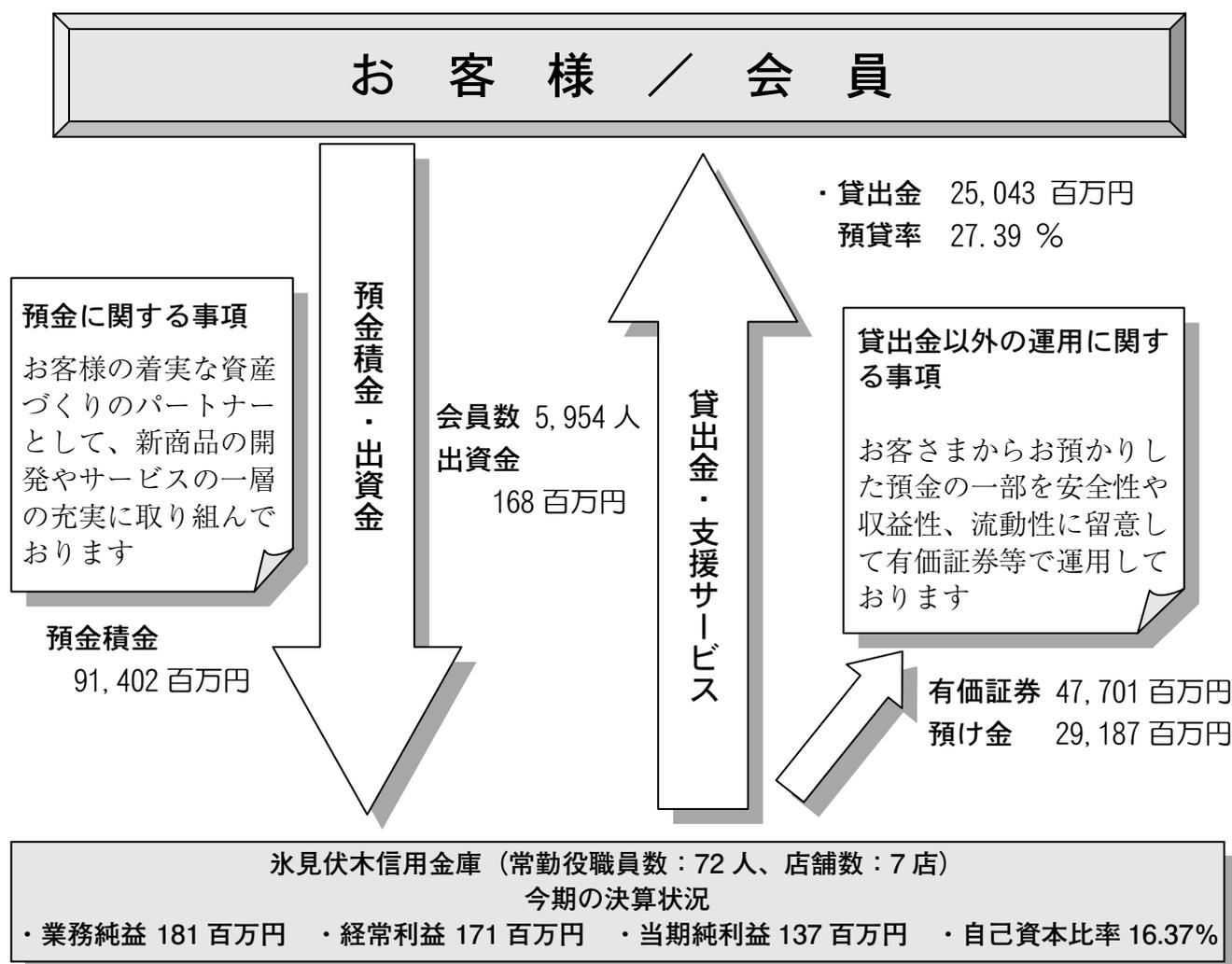
氷見伏木信用金庫と地域社会 ～地域のベストパートナー～

○当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、氷見・伏木地域を中心に富山県全域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）を、地元で資金を必要とするお客様に融資する等、「地域密着型金融」を推進することにより、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取り組んでおります。

※計数は令和3年3月末現在



お取引先への支援等に関する事項

「地域でお預かりしたご預金は、地域の多くの皆様にご融資する」という姿勢を貫き、お客さまの立場に立った健全な資金提供を心がけております。

・個人のお客さま	7,399 百万円	・事業者のお客さま	15,350 百万円	・地方公共団体	2,293 百万円
住宅ローン	5,776 百万円	運転資金	9,853 百万円		
個人ローン	1,097 百万円	設備資金	5,496 百万円		
カードローン	341 百万円				
その他	185 百万円				

環境保全推進への応援

- 環境配慮のエコ商品として エコカーローン・エコ住宅 ローンを取扱っております。
- 環境にやさしい素材を使用した通帳・証書を使用しております。
- SDGsの取り組みとして、WEB完結型ローンの取扱い、LED照明の導入、満期案内の一部廃止を行っております。



地域とのつながり（文化的・社会的貢献活動）

当金庫は、つねに地域のみなさまとの“ふれあい”を大切にしております

友の会

各店には、地域のみなさまとの「友の会」があり、いろいろなイベント、旅行を通じてお客様同士、お客様と金庫との親睦を深めております。

年金友の会

各店には、年金受給者の方の親睦会「年金友の会」があり、旅行、芸能鑑賞など活発な活動が行われております。

□ 棚田保全への取り組み



「日本棚田百選」に選ばれている長坂地区の棚田で
稲刈り作業に協力いたしました。

□ 環境美化への取り組み



環境美化の取り組みとして、地元の小学生たちと
鞍川地区の山にモミジを植樹しました。

□ JR氷見線存続に向けた支援活動について

「JR氷見線応援委員会」は、氷見市、高岡市、両市商工会議所や両市観光協会等が中心となり、慢性的な赤字路線であるJR氷見線の存続に向け、市民のマイレール意識の高揚や利用客増加等の目的のため設立されました。

同路線は、氷見伏木信用金庫の営業エリア内を縦断する地域住民の重要な移動手段であり、沿線に拠点を構える地域金融機関として地域活性化のため、同委員会の活動を支援しています。

例年は「JR氷見線応援定期」を販売し、募集総額の0.015%に相当する金額の寄付を行っていました。令和2年度は、コロナ禍により定期預金は販売できませんでしたが、氷見線応援委員会の活動に引続き支援していくため、令和2年度も寄付を行うこととし300,000円をJR氷見線応援委員会へ寄付いたしました。



令和2年12月10日、当金庫 藤井理事長より
JR氷見線応援委員会山田真功委員長へ寄付目録を
贈呈いたしました。

氷見伏木信用金庫の SDGs活動報告

当金庫役職員全員が共通の認識を持って課題に取り組み、解決に向けた具体的な活動を行うことにより、当金庫だけでなく、総代のみなさま、お取引先のみなさま、さらに地域におけるステークホルダーのみなさまにまでSDGsを広げ、地域全体で持続可能な社会の実現に向け活動を行っています。

地方創生に向けた取組

地域を活性化し、活力のある街をつくるため地方創生に積極的に取り組みます。



- ぶり奨学ローンの実施。
- 氷見市との包括協定を締結。地方創生会議や若手職員の交流会を開催し、意見交換を実施。
- JR氷見線応援として、JR氷見線応援委員会へ寄付を実施。
- ぶり奨学プログラム情報を島田掛川信用金庫へ提供。島田掛川信用金庫は就職応援プロジェクトを開始。

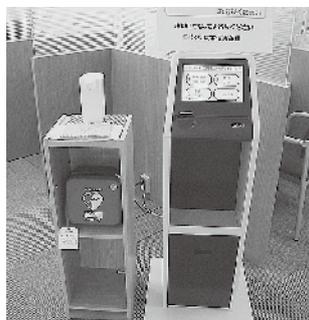


顧客保護

お客様が安心して取引できる環境を整備します。



- 本店、西条支店にAEDを設置し、使用方法について職員に研修を実施。



顧客基盤の拡大

お客様との深耕を図り、より良いサービスを適時に提供します。



- ぶり奨学定期預金の取り扱いを開始。
- 氷見市が市出身の若者にUターンを促す「ぶり奨学プログラム」の支援として氷見市へ寄付を実施。



金融仲介機能の強化

金融仲介機能を強化し、地域における資金の流れを通じて地域社会に貢献します。



- もの補助、持続化補助金の取り組みを実施。
- ビジスマッチングとして、WEB商談会を実施。よい仕事おこしネットワークへ2社の新規登録がありました。

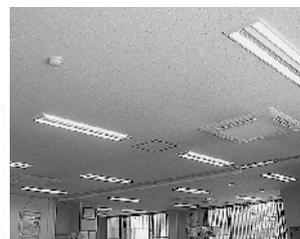


コスト管理

適切にコストを管理し、不要な費用の圧縮を図ります。



- WEB完結型ローンの取り扱いを開始。
- 西条支店にLED照明を導入。
- 定期預金、積立定期預金に係る満期案内の一部送付終了を決定。



人材育成

信金中央金庫、地方公共団体との連携を強化し、総合力を備えた人材の育成に取り組みます。



- 氷見高校ビジネス科へ講師を派遣し、氷見市の金融事情と金融機関の役割について講義を実施。
- 職員の資格取得支援として、フィナンシャルプランニング技能検定の金庫負担を決定。
- 氷見市への実務研修員の派遣を実施。



地域全体で、持続可能な社会の実現に向け活動を行ってまいります。

9. 総代会に関する事項

(1) 総代会の仕組み

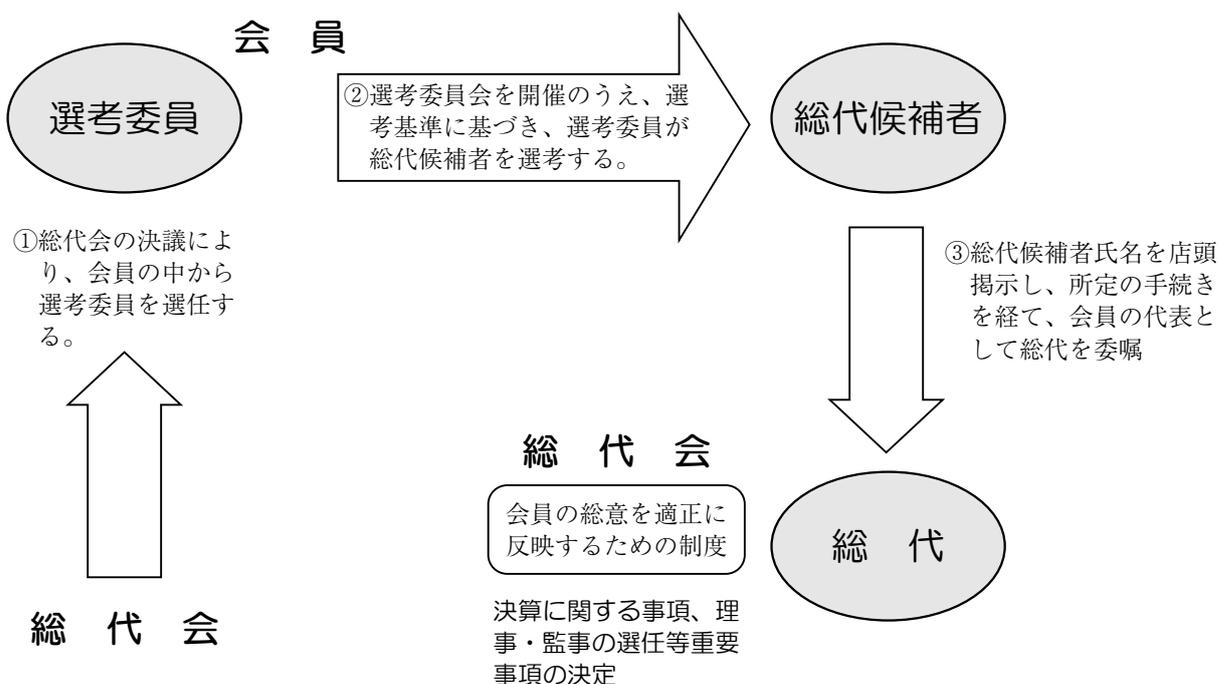
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



(2) 総代候補者選考基準

資格要件

- ・当金庫の会員であること

適格要件

- ①総代として相応しい見識を有している方
- ②金庫の理念をよく理解し、金庫との取引関係も良好である方
- ③地域の情報に通じ、金庫の業務運営に協力をしていただける方
- ④その他総代選考委員が適格と認めた方

(3) 総代とその選考基準

①総代の任期・定年・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定年は80歳です。
- ・総代の定数は、50人以上120人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、令和3年6月30日現在の総代数は71人で、会員数は5,943人です。
- ・総代の選任区域及び定数

地 区	選 任 区 域	総 代 定 数
第1区	氷見地区	45人
第2区	高岡・射水地区	30人
	合 計	75人

②総代の選任方法

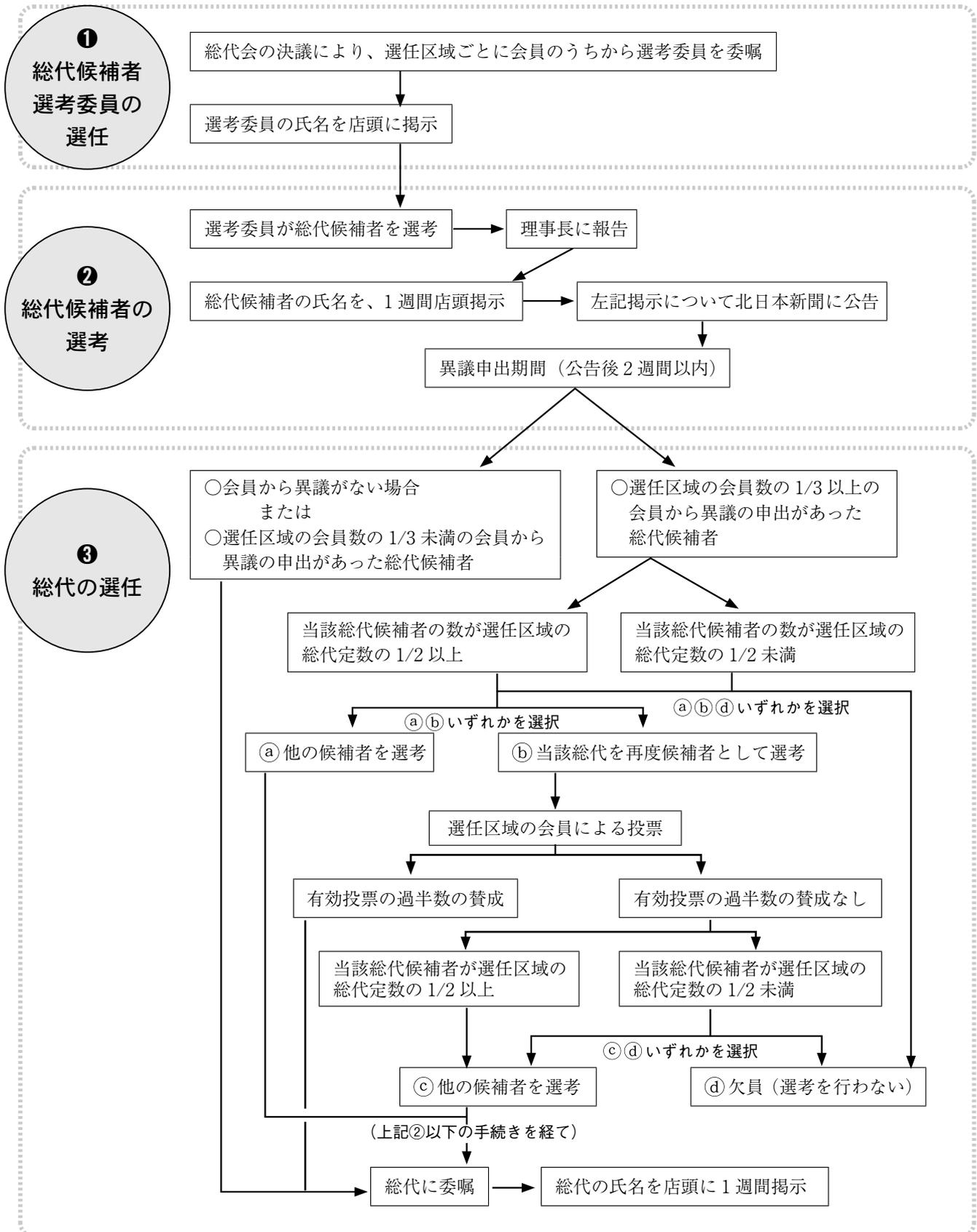
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

〈総代の選任手続き〉

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を2区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



(4) 第78期 通常総代会の決議事項

第78期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

1. 報告事項

- ・第78期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- ・会計監査人および監事会の計算書類監査結果報告の件

2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会員除名の件
- 第4号議案 理事1名選任の件

(5) 総代の氏名等

(五十音順敬称略)

氷見地区			43人			高岡・射水地区			28人		
石田 修一	①	坂尻 英之	①	日名田與一郎	⑧	飯田 和正	⑤	寺井 清司	③		
一宮 陸雄	①	坂田 恒男	⑧	干場 清光	②	一川 卓巳	①	戸澤 秀行	②		
浦 謹一	⑦	澤武 亮	①	前 善三	⑥	大谷内昌宏	①	鳥本 龍弥	⑤		
大谷 充	③	三ノ宮芳和	⑥	松木 俊一	③	奥 久光	④	中山 勝儀	⑨		
岡部 信一	④	正保 向一	⑪	松木 延夫	②	尾山 了	⑦	早木 一高	⑦		
尾畑 昭雄	①	正保 久男	⑤	三国 敏治	⑭	桑本 吉将	⑨	二口 輝夫	⑥		
海津 憲次	⑥	大丸 達也	⑦	向川 光則	⑨	小泉 哲二	④	船木 正徳	③		
角 治	⑤	高木 俊幸	⑥	谷内 欣一	⑧	小泉 英幸	②	古市 猛広	⑫		
金田 良憲	⑬	高澤 利朗	⑧	山田源之助	⑪	近藤 宗徳	⑤	牧 亨	⑨		
九澤 将元	⑧	竹本 前証	⑤	山田 真功	④	西田 忠行	④	山 鉄也	②		
久保喜八郎	⑦	田中 幹夫	⑥	山端 伸夫	⑤	笹島 康隆	⑥	山田 久三	⑫		
久保 健三	⑩	中田 専秀	②	山本 貴史	⑨	島 克秀	①	吉澤 清次	⑧		
久保 昌也	⑤	中村 豊	①	吉田 徳明	⑥	高有 健二	②	吉本 輝志	⑦		
黒谷 豊明	⑦	梨木 豊明	⑥			竹本 毅	①				
小坪 健	⑪	林 達也	④			田子 健一	⑥				

(注) 1. 氏名の掲載については、個人情報保護法に基づく同意を得ております。

2. 丸数字は総代への就任回数です。なお、就任回数は氷見信用金庫と伏木信用金庫合併時を第1期としております。

(6) 総代の属性等別構成比

職業別 法人代表者 76.06%、個人事業主 15.49%、個人 8.45%

年代別 70代以上 45.07%、60代 23.94%、50代 25.35%、40代 5.63%

業種別 農業、林業 1.54%、建設業 24.62%、製造業 24.62%、電気・ガス・熱供給・水道業 6.15%、
運輸業、郵便業 9.23%、卸売業、小売業 16.92%、不動産業、物品賃貸業 3.08%、
学術研究、専門・技術サービス業 1.54%、宿泊業、飲食サービス業 3.08%、
生活関連サービス業、娯楽業 1.54%、医療、福祉 1.54%、サービス業 6.15%

(注) 1. 業種別の構成比は法人代表者及び個人事業主に限ります。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■手数料一覧

(単位:円)

●為替手数料 (/ 通)								
種 別		区分 / 単位		同一店内	当金庫 本支店宛	他行宛	備 考	
振 込 関 係	電信扱い (総合振込を含む)	3万円以上		* 2 2 0	* 2 2 0	7 7 0	*の手数料について当金庫会員の方は無料です。	
		3万円未満		0	0	5 5 0		
	文書扱い	3万円以上		* 2 2 0	* 2 2 0	6 6 0		
		3万円未満		0	0	4 4 0		
	A T M	キャッシュ カード扱い	3万円以上		0	0	6 6 0	
			3万円未満		0	0	4 4 0	
		現金扱い	3万円以上		2 2 0	2 2 0	7 7 0	
			3万円未満		0	0	4 4 0	
	個人インターネットバンキング	3万円以上		0	0	4 4 0		
		3万円未満		0	0	3 3 0		
法人インターネットバンキング、 ファームバンキング、ホーム バンキング、定額自動送金	3万円以上		0	0	6 6 0	給与振込は無料です。 期限(2営業日前の14:00以降)を超えた場合は、左記の手数料をお支払い頂きます。		
	3万円未満		0	0	4 4 0			
給与振込(振込依頼書扱い)		-		0	0	1 1 0	法人I Bによる他行宛給与振込は無料です。	
代金取立	同一交換所	普通扱い	小切手	0	0	0		
			手形	0	0	2 2 0		
	同一交換所外	至急扱い		0	0	8 8 0		
		通常扱い		0	0	6 6 0		
旅行クーポン取立		宿泊クーポン券		0	1 1 0	8 8 0		
配当金取立	公社債 その他	額面1万円未満			3 3			
		額面1万円以上			4 4 0			
	その他配当金 (取立を要するもの)	至急扱い		1, 1 0 0				
		通常扱い		8 8 0				
その他の為替手数料	不渡手形返却料				8 8 0			
	取立手形組戻料				8 8 0			
	取立手形店頭呈示料				8 8 0			
	送金・振込の組戻料				8 8 0			
●A T M取引手数料(当金庫のキャッシュカード・ローンカードによるA T M取引)								
当金庫のA T Mでは、曜日・時間を問わず、お引出し・お預入れの手数料は全て無料です。当金庫以外のA T Mをご利用されてのお引出し・お預入れの際には、一旦、利用手数料が必要になる場合がありますが、その際は、お支払いされた手数料を月5回まで即時にお客様の口座へキャッシュバックいたします。								
●両替手数料								
窓口扱いでの枚数* ₁ (紙幣・硬貨とも)	51 ~ 100 枚				1 1 0		汚損、記念貨幣の交換は無料です。	
	101 ~ 300 枚				3 3 0			
	301 枚以上				6 6 0 +総枚数1千枚を超える毎に330円加算			
両替機扱いでの枚数* ₂ (紙幣・硬貨とも)	カード発行	申 込 料(申込時)		3, 3 0 0		専用カードを発行。利用都度の手数料は無料です。		
		月額基本料(申込翌月)		3, 3 0 0				
* 1: 払戻請求書等による金種指定の出金をされる場合は紙幣・硬貨の合計枚数に応じて、上記「両替手数料」と同額の手数料を徴求いたします。 * 2: 両替機は両替機専用カードをお持ちの方のみご利用いただけます。								
●大量硬貨入金手数料								
窓口扱いでの枚数 (硬貨のみ)	501 ~ 1,000 枚				3 3 0		汚損、記念貨幣の交換は無料です。	
	1,001 枚以上				5 5 0 +総枚数1千枚を超える毎に220円加算			
●発行・再発行手数料 (/ 枚)								
発 行	入金帳				2, 2 0 0			
	普通・貯蓄キャッシュカード(既存口座)				無料			
	カードローン・事業者カードローンカード				無料			
再発行	普通・貯蓄・カードローン・事業者カードローンカード				1, 1 0 0			
	通帳・証書				1, 1 0 0			

令和3年7月1日現在

(単位：円)

●口座振替手数料 (/ 件)			
引落依頼		55	
●当座関連			
署名鑑登録・変更		5,500	
●手形・小切手用紙代			
約束手形 (/ 冊：25枚綴)		1,100	
為替手形 (/ 冊：25枚綴)		1,100	
当座小切手 (/ 冊：50枚綴)		1,320	
自己宛小切手 (/ 枚)		550	
マル専手形 (/ 枚)		550	
マル専当座開設 (/ 口座)		3,300	割賦販売通知書1枚毎
●融資関連			
手形貸付用紙 (/ 枚)		110	
融資 (可能) 証明書 (/ 通)		11,000	
固定金利特約期間中以外の証書貸付にかかる全額・一部繰上償還 (/ 口座)	全額繰上償還	11,000	ご融資残高が100万円未満の場合は無料です。
	一部繰上償還	5,500	
固定金利特約期間中の証書貸付にかかる手数料 (/ 口座)			
全額繰上償還		33,000	
一部繰上償還		22,000	
固定金利特約期間中の再設定			
金利特約期間：10年		3,300	
金利特約期間：5年		5,500	
金利特約期間：3年		11,000	
金利特約期間：2年		11,000	
証書貸付の条件変更 (/ 口座) - 期限延長・短縮など (住宅ローンにかかる期限延長、ご返済金の軽減は除きます。)		11,000	
不動産担保取扱手数料			
不動産担保設定		33,000	
不動産担保変更取扱 (極度額変更・追加設定・一部抹消・順位変更・譲渡・譲受)		16,500	
動産・集合動産担保 (契約・更新手数料)		33,000	
支払承諾保証 (保証書発行)		2,200	
●証明書発行手数料 (/ 通)			
残高証明書 (預金・融資)		330	
支払利息証明		330	
償還金証明		330	
住宅ローン年末証明書再発行		330	
個人情報開示	店頭受取	550	当金庫所定の開示事項以外をご依頼の場合は3,300円となります。
	郵送受取	880	
取引履歴明細		220	単位1頁 (上限2,200円)
●その他			
法人インターネットバンキング契約月額基本料 (/ 顧客)		1,100	
個人インターネットバンキング契約月額基本料 (/ 顧客)		無料	
ホームバンキング資金移動月額基本料 (/ 口座)		1,100	
ANSER通知サービス月額基本料 (/ 顧客)		550	
しんきん携帯電子マネーチャージサービス (/ 回)		55	
夜間金庫月額使用料 (/ 顧客)		1,100	
口座管理手数料 (年額)	個人向け国債 (/ 枚)	1,320	当面の間無料
株式払込手数料	払込額5千万未満	払込総額×千分の2.5×1.10	円未満は切り捨てとなります。
	払込額1億未満	払込総額×千分の2.0×1.10	
	払込額1億以上	払込総額×千分の1.5×1.10	

■でんさいネット手数料一覧表

1. 月額基本手数料（円）

お取引種類	法人インターネット利用	でんさいのみ利用
受取・分割のみ （債権者利用限定特約）	無料	1,100
受取・分割・発生記録 （債務者として利用）	無料	2,200

2. お取引一件あたりの手数料（円）

お取引種類	インターネット利用		窓口で書面による利用	
	当金庫宛	他行宛	当金庫宛	他行宛
発生記録	330	660	1,100	1,100
譲渡記録	165	330	1,100	1,100
分割（譲渡）記録	330	550	1,100	1,100
通常開示	0	0	1,100	1,100
特例開示	－	－	3,300	3,300
残高の開示	－	－	4,400	4,400
単独保証記録	330	330	1,100	1,100
変更記録	330	330	2,200	2,200
支払等記録	330	330	1,100	1,100
訂正・回復	330	330	2,200	2,200

令和3年7月1日現在

■預金のご案内

種 類	商品内容	期間	預入金額
総合口座	普通預金・定期預金・自動融資を一冊の通帳にセットした便利な口座。 万一普通預金の残高が不足しましても、定期預金（担保）の90%（最高200万円）まで自動的にご融資が受けられます。公共料金等の自動支払にも便利です。	出し入れ自由 定期預金 自動継続扱い	1円以上
普通預金	お財布、家計簿代りに便利です。キャッシュカードのセットで全国の提携金融機関で出し入れできます。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	無利息、要求払、決済用を満たす普通預金です。預金保険により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	事業に欠かせない預金です。代金の決済に手形・小切手をご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金感覚で、しかもお利息が有利です。Ⅰ、Ⅱ型とも大口定期預金を基準に有利なお利息がつかます。預入は個人の方に限ります。	入金自由 出金は10万円型は無料 30万円型は1ヶ月5回まで無料	1円以上 預入最低金額が Ⅰ型は30万円以上 Ⅱ型は10万円以上
通知預金	1週間以上ご予約のないまとまった資金の短期運用にご利用下さい。	7日以上据置	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的な準備預金としてご利用下さい。お利息に税金はかかりません。	入金自由 出金は納税目的に限る	1円以上
変動金利定期預金	金融市場の動向により適用される金利は6ヶ月毎に変動します。個人の方に限り半年複利がご利用になれます。	1年以上3年以内	1千円以上
期日指定定期預金	1年複利の高利回り預金です。1年経過後は一部支払もできます。預入は個人の方に限ります。	1年以上最長3年	1千円以上 300万円未満
スーパー定期預金	お預入期間もバリエーション豊かで、今や定期預金の主流です。個人の方には3年超の半年複利で高利回りとなります。	1ヵ月以上5年以内	1千円以上 1千万円未満
大口定期預金	まとまったお金を最も有利に運用頂ける預金です。利率は市場情勢に応じて決定されます。	1ヵ月以上5年以内	1千万円以上
懸賞金付定期預金 “ふくらぎ”	定期預金に懸賞金抽せん権を付与し抽せんにより当選金をお利息と共に受け取ることのできる定期預金です。	1年	10万円以上 1千万円未満
年金定期預金	当金庫で公的年金をお受取りの方を対象に金利を優遇する定期預金です。	1年	10万円以上 100万円以内
スーパー定期積金	目標を定めて、毎月無理のない範囲で貯蓄ができます。	6ヵ月以上5年以内	1千円以上
ぶり奨学定期預金	地元活性化のために策定された氷見市の「ぶり奨学プログラム」の支援を目的とした定期預金です。	1年	10万円以上 300万円未満
相続定期預金	金融機関での相続手続きを終えてから1年以内に相続で取得した資金を原資にお預けいただける定期預金です。	1年もしくは3年	100万以上で相続による取得資金の範囲内
退職金定期預金	個人のお客様で退職金を原資とする定期預金です。	1年	300万円以上
一般財形貯蓄	勤労者の生活設計のために給与・賞与から天引きし、定期的にお預入れいただく預金です。	3年以上	100円以上
財形年金貯蓄	勤労者が退職後の豊かな生活をお送りいただくための財産づくりに最適で、財形住宅貯蓄と合算して550万円まで非課税貯蓄の特典をご利用いただける有利な預金です。	積立期間5年以上 据置期間6ヶ月以上5年以内 受取期間5年以上20年以内	100円以上
財形住宅貯蓄	勤労者が住宅の取得・増改築のための資金をお積み立てしていただく預金です。財形年金貯蓄と合算して550万円まで非課税貯蓄の特典をご利用いただける有利な預金です。	積立期間5年以上	100円以上

■融資のご案内

対象	種類	使 途	融資限度	期 間
個人	住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築または住宅を建築する予定の土地の購入資金	8,000万円以内 (しんきん保証基金) 10,000万円以内 (全国保証)	35年以内
	無担保住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築資金	1,500万円以内	20年以内 無担保
	リフォームローン	家屋の修繕や住宅設備の工事にかかる資金	1,000万円以内	15年以内 無担保
	マイカーローン	お車の購入、車検、修理、免許証の取得に必要な資金	1,000万円以内	10年以内
	カードローン 「きゃっする」	使い道自由 ※パソコン・スマートフォンで申込できます。	50万円～300万円 ※10万円単位	3年毎に自動更新
	しんきんカードローン	使い道自由	30万円・50万円・100万円・300万円の4コース	3年毎に自動更新
	教育カードローン	入学金等の学費および学生生活を維持するために必要なすべての資金	300万円以内 ※在学期間中カードローン方式・卒業後証書貸付	卒業予定月まで元金据置5年以内 ※医学部・薬学部等の6年制大学等の場合は7年以内 卒業後返済期間10年以内
	教育ローン	教育に関する費用、入学金、授業料、学校施設費、下宿代等	1,000万円以内	16年以内
	ぶり奨学ローン	お申込人のご子息、孫または扶養する親族のための奨学資金	300万円以内 ※在学期間中、当座貸越方式・卒業後証書貸付	10年以内
	シニアライフローン	家屋の修繕、自動車購入、旅行費用等	100万円以内	10年以内 ※隔月返済できます。
	フリーローン	自由	500万円以内 (しんきん保証基金)	10年以内
	生活資金 支援ローン	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって必要とする生活資金(事業性資金は除きます)	50万円以内 (しんきん保証基金)	10年以内 取扱期間：令和2年7月1日～令和3年9月30日
	フリーローン「モア」	自由(但し事業資金は除きます)	500万円以内	10年以内
	フリーローン「タイムリー500」	自由(事業性資金・旧債務返済資金を含みます)	500万円以内	10年以内 ※隔月返済できます。
	再チャレンジ資金「スイッチローン」	債務整理資金、被害者救済資金、訴訟資金	500万円以内	10年以内
職域サポートローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金 ※消費性資金のみ	500万円以内	3ヶ月以上10年以内	
事業者	事業者カードローン	信用保証協会の保証により当座貸越カードでご融資	100万円以上 500万円以内	1年間もしくは2年間(更新可能)
	割引手形	一般商業手形の割引		
	手形貸付	仕入資金など短期運転資金		
	証書貸付	設備資金など長期の資金		
	当座貸越	約定金額までの当座決済資金		
	当座貸越「ビジネスセレクト5000」	約定金額までの当座決済資金	法人の場合5,000万円以内 個人の場合3,000万円以内	
	公的制度融資	各地方自治体の制度による		
	代理貸付	日本政策金融公庫、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構、各種機関の代理業務貸付		
	スモールローン「サポート」	運転資金・設備資金等 ※個人事業主対象	300万円以内	5年以内
	しんきんコミュニティ	運転資金・設備資金等	500万円以内	5年以内

■サービスのご案内

キャッシュカード サービス	当金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫・銀行・信用組合・農協・労働金庫等の金融機関および、コンビニエンスストアのATMコーナーにてお取引いただけます。 ※当金庫以外のATMコーナーでお支払いになるご利用手数料は、月5回まで即時ご利用口座へキャッシュバックいたします。
ATM振込	当金庫のATMを利用し、全国の金融機関のご指定の口座に簡単にお振込みできます。
デビットカード	全国のデビットカード取扱加盟店で、キャッシュカードを利用してその場でお支払いが出来ます。
自動支払	電話・電気・水道・ガス・NHK等の公共料金をはじめ、税金・各種保険料等をお客様に代わり自動的にご指定口座よりお支払いいたします。
自動受取	年金・給与・配当金等が、一度のお手続きで毎回ご指定の預金口座にお振込となります。
振込・取立	全国の金融機関をオンラインで結び、迅速で確実なご送金やお振込、手形・小切手の代金取立もお取り扱いをいたします。
インターネット バンキング	当金庫のホームページより、会社や自宅にしながらお振込や預金振替、口座の残高や取引照会ができます。事務作業の省力化、振込手数料の節約が図られます。
しんきん通帳アプリ	スマートフォン専用アプリ「しんきん通帳アプリ」でいつでもどこでも入出金明細や残高を確認できます。
即時口座振替サービス	当金庫の口座からスマホ決済サービスへのチャージ（入金）や、オンライン決済サービスの支払いができるサービスです。
アンサー通知・照会	ご登録された預金口座への入出金取引・振込等があった場合、ファックス等で自動的にご連絡します。また、お客様からの操作でご照会もできます。
クレジットカード (株)近畿しんきんカード VISA・JCB)	国内あるいは国外でのショッピングやお食事等、カード呈示とサインまたは暗証番号で手軽にご利用いただけます。代金は後日、ご指定口座より自動引き落としされます。
夜間金庫	営業時間外にお客さまの売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定口座に入金します。 ※夜間金庫設置店 本店・西条支店
しんきんテレホン バンキング	キャッシュカードの紛失、盗難等の届出を受付します。 専用フリーダイヤル 0120-45-1406（通話料無料） 携帯電話 06-6530-0506（通話料が掛かります）

氷見伏木しんきんのあゆみ

◎昭和		56年12月 1日	氷見信用金庫と伏木信用金庫が合併し、氷見伏木信用金庫発足、営業地区、氷見市、高岡市および新湊市
4年 8月29日	産業組合法に基づく有限責任氷見町信用組合設立		
4年 8月29日	組合長 本川藤三郎 就任	57年 2月15日	全店、全科目オンライン稼動
19年 1月22日	市街地信用組合法による有限責任氷見町信用利用組合に改組	57年 3月31日	若宮支店配置転換のため 閉店
20年 4月 1日	組合長 湊嘉平次 就任	57年12月28日	預金量300億円を達成
23年 6月14日	消費生活協同組合法による保証責任、伏木信用組合設立許可	59年 6月11日	国債窓販業務の取扱開始
25年 4月 1日	中小企業等協同組合法に基づき、氷見信用組合、伏木信用組合にそれぞれ改組	60年11月 5日	西部支店（氷見市鞍川）開設
26年 6月15日	信用金庫法制定	60年12月23日	日本銀行と当座取引開始
26年12月15日	信用金庫法に基づく伏木信用金庫事業免許	61年12月23日	本店、日本銀行歳入代理店となる
27年 4年25日	同法により氷見信用金庫事業免許	62年 6月11日	営業地区を拡張、射水郡が加わる
27年 4月28日	吉久支店（高岡市吉久）開設	62年 7月 1日	伏木支店、日本銀行歳入代理店となる
27年12月 1日	北部支店（氷見市北大町）開設	63年 5月 6日	第3次オンライン稼動
28年 6月 5日	伏木信用金庫、本店を高岡市伏木湊町に移転	63年12月15日	預金量400億円達成
28年11月17日	若宮支店（高岡市伏木若宮町）開設	◎平成	
30年 9月13日	氷見信用金庫、本店（鉄筋1階建）新築	元年 1月21日	事務管理室、南部支店2階に移転、業務開始
32年 5月25日	理事長 本川藤成 就任	元年 8月24日	新本部落成。創立60周年記念式典 挙行
35年 4月17日	氷見信用金庫、本店2階増築竣工	2年 7月	都銀、地銀とキャッシュサービス提携 開始
42年 7月10日	南部支店（氷見市伊勢大町）開設	2年 8月28日	両替（外国通貨）業務取扱の認可を受ける。業務取扱開始10月1日 本店
47年 9月14日	伏木信用金庫、本店（高岡市伏木錦町）新築移転、現伏木支店	3年 2月	第2地銀、信組、労金、農協とキャッシュサービス提携開始
47年12月10日	北部支店（氷見市北大町）新築	3年10月 1日	高岡手形交換所、広域交換参加加盟
49年11月11日	南部支店（氷見市伊勢大町）新築	3年12月16日	預金量500億円達成
51年 6月11日	理事長 湊 晨 就任	5年 6月21日	定期性預金金利完全自由化
51年10月28日	氷見・伏木両信金共に、信金大阪共同事務センターに加入。普通預金オンライン開始。逐次全科目移行	6年10月17日	流動性預金金利自由化（当座預金を除く）
53年 4月24日	旭ヶ丘支店（高岡市江尻）開設	7年 5月10日	理事長 本川藤由 就任
55年 3月17日	西条支店（氷見市柳田）開設	7年 6月26日	懸賞金付定期預金“ふくらぎ”（福来）発売
		7年11月17日	西条支店、店舗増築
		9年 2月 7日	理事長 酒井治七郎 就任

9年 5月19日	信託銀行とC D・A T Mオンライン提携開始	27年10月 5日	株式会社日本政策金融公庫、富山県信用保証協会と「創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結
9年12月26日	預金量600億円達成		
11年 8月29日	創立70周年を迎える		
12年12月 4日	しんきんゼロネットサービス開始	27年10月 8日	一般社団法人富山県機電工業会と「富山県のものづくり活性化を図るための包括協定に関する覚書」を締結
13年 1月 4日	テレホンバンキングサービス開始		
13年 4月 2日	損害保険窓口販売開始		
13年 7月23日	スポーツ振興くじ (toto) 払戻し業務開始	28年 4月25日	預金量800億円達成
13年10月 1日	郵政事業庁とキャッシュサービス提携開始	28年 7月20日	営業地区を富山県全域へと拡張
14年10月 1日	生命保険窓口販売業務取扱開始	29年 2月27日	氷見市と「地方創生に係る包括連携に関する協定書」、「地方創生に係る包括連携に関する協定に基づく取組の実施に関する覚書」を締結
15年 2月14日	個人向け国債募集の取扱開始		
16年 1月19日	インターネットバンキングサービス開始	29年 4月 3日	信託業務取扱開始 相続信託「心のバトン」暦年信託「心のリボン」
16年 1月19日	マルチペイメント取扱開始		
16年11月 2日	国民生活金融公庫との業務提携・協力開始	29年 9年 7日	北陸税理士会の県内4支部と「業務協力に関する連携協定書」を締結
17年 6月17日	理事長 大菱池 洋 就任	29年10月11日	一般社団法人富山県中小企業診断協会と「業務連携協力に関する覚書」を締結
17年 8月15日	預金量700億円達成		
19年 6月15日	A T M利用手数料無料化	30年 2月13日	吉久支店を旭ヶ丘支店に統合
21年 8月29日	創立80周年を迎える	30年 6月15日	理事長 藤井 隆 就任
21年12月25日	「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」の制定	30年10月 1日	氷見市と「行政実務研修の実施に関する協定」を締結
23年11月30日	株式会社日本M&Aセンター、信金キャピタル株式会社と「M&A仲介業務に関する覚書」を締結	30年10月 1日	後見支援預金の取扱開始
25年 2月 1日	経営革新等支援機関として認定を受ける	◎令和	
25年 2月20日	でんさいネット取扱開始	元年 7月 1日	個人型確定拠出年金 (iDeCo) の取引開始
25年 9月25日	富山県と「観光・産業振興に関する協定」を締結	元年 8月 5日	「ひみまちづくりファンド」設立
26年 1月31日	富山県警察と「サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定」を締結	元年 8月29日	創立90周年を迎える
26年 4月22日	大菱池理事長「旭日双光章」受賞	元年11月 5日	創立90周年記念式典 挙行
26年12月 1日	株式会社商工組合中央金庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結	2年 6月30日	預金量900億円達成
27年 5月29日	株式会社日本政策金融公庫と「業務	2年 8月25日	島田掛川信用金庫と「地方創生における包括連携に関する協定書」を締結
		2年12月 1日	「SDGs 宣言」を公表

氷見伏木信用金庫

総務部

<https://www.shinkin.co.jp/himifusi/>

〒935-8601

富山県氷見市伊勢大町 2-14-12

Tel 0766-74-4101

Fax 0766-74-4513